

手続・届出・税

受信 または 投書日	事項また は題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R3.10.29	氏名のふりがな証明について	先日、氏名のふりがなの証明書が必要とする機会がありましたが、西尾市で発行する公の証明書には、氏名のふりがなを証明するものがありませんでした。他市には氏名のふりがなが記載された住民票がありました。西尾市でも氏名のふりがなを記載した証明書の発行をお願いします。	住民票の写し等の各種証明書につきましては、住民基本台帳法で記載すべき事項が定められています。記載すべき事項は、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示等と定められており、その中に氏名のふりがなは含まれていません。 そのため、西尾市で発行する証明書には氏名のふりがなを記載しておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。	市民課
R3.10.11	公共施設の予約方法に関して	<p>普段、幾つかの「ふれあいセンター」や「公民館」、「市民交流センター」、「地域交流センター」を団体登録して利用していますが、予約の手続きが10年前と同じで、まず希望する部屋と利用日、時間帯を電話で確認し、可能な場合は早速利用する施設に向いて所定の書類に必要事項を書き込むことになっています。</p> <p>あいち共同利用型施設予約システムがありますが、西尾市の場合、体育関連施設がほとんどで、圧倒的に施設数の多い「ふれあいセンター」などの会議や集会ができる施設については、一部の施設を除き、旧態依然とした取り扱いになっています。</p> <p>西尾市も、市公式のLINEアカウントを取得するなどして情報伝達の迅速化を強力に進めています。これだけ情報デジタル化が進み、申込者側の必要ツールの所有も広まっている中、空き室検索だけでなく予約も即座にできる方策を進めてもらえませんか。</p>	<p>日頃からふれあいセンターなど生涯学習施設をご利用いただき、ありがとうございます。</p> <p>生涯学習施設の予約手続きにつきましては、現在、利用施設の窓口で利用許可申請書を提出していただき、利用許可書をお渡しする紙ベースでの取扱いとなっております。</p> <p>ご指摘のとおり、市といたしましても、市内の体育施設や文化会館など同様にインターネットを通じて空き室の確認や利用予約を行うことができる施設予約システムを導入する必要性は認識しております。</p> <p>このため、具体的な導入時期は未定ですが、施設予約システムの導入について調査・研究を行っているところでございますので、よろしくお願いたします。</p>	生涯学習課
R3.7.15	休日の対応	<p>先日、休日に死亡届を提出するために市役所に行きました。持ち合わせが万札しかなかったため、手続きに必要な支払いに万札を出したところ、釣銭が無いので近くのコンビニで両替してくるよういわれました。</p> <p>仕方なく近くで買い物をして両替をしましたが、休日とはいえ、釣銭の準備をしていないとは、市役所の対応としてどうなのでしょう。</p>	<p>このたびは、休日の対応についてご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>休日や時間外での対応のため、当直室には釣銭等に利用するさまざまな金種を合計1万円分用意しておりますが、届出をされた日は釣銭の必要な方が重なり、必要な金種が不足する事態となってしまいました。</p> <p>今後、釣銭不足となることが無いよう、釣銭を増額して用意することを検討しておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>	市民課
R3.6.7	児童手当現況届	<p>0歳児の母親です。初めて児童手当現況届を提出しました。印字内内容を確認して署名し投函するだけで済み、とても楽でした。</p> <p>また、ネット上でもできるようで、乳児がいると投函のために外出するのも一苦労なので、ありがたいです。</p> <p>他の自治体の方の話を聞くと、切手や保険証のコピーが必要な場合もあるようで大変そうです。手続きを簡略化していただきありがとうございます。些細なことですが、子育て世帯のことを考えてくれていると感じ、嬉しく思いました。</p>	回答不要のご意見	子育て支援課

手続・届出・税

受信 または 投書日	事項また は題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署
R2.7.29	委任契約 及び任意 後見契約 公正証書と 委任状に ついて	公証役場で委任契約及び任意後見契約公正証書が委任状の代わりになると聞いていましたが、窓口で受け付けてもらえませんでした。職員の方もよくわからないようです。どこの部署でも対応してもらえるようにはなりませんでしょうか。	保険証等の手続きの際にスムーズな対応ができず、誠に申し訳ございませんでした。 委任契約及び任意後見契約公正証書の制度について、成年後見センターの資料等を利用し、職員に周知してまいります。 なお、成年後見センターに確認しましたところ、それぞれの契約により委任される内容が異なることから、窓口で手続きの際には、契約内容の確認をさせていただく必要がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	保険年金課 長寿課 福祉課
R2.1.21	窓口受付 について	お昼時に、保育課に手続きに行きました。 お昼時な事もあり窓口を担当する職員も少なく、待つであろう事はわかっていました。ただ、窓口に行き、中の様子を伺うと、手が空いているであろう人や雑談をしている人などがいたのにも関わらず、誰一人声をかけてくれませんでした。 他の人の対応で、担当者の手が離せないのは想像がつきます。だからと言って、待っている人に何も声をかけないという事の意味がわかりません。 「担当の者の手が空いておりませんので、少々お待ちください」の、ただその一言が言えないのでしょうか。自分の与えられた仕事だけをこなせばいいと思って仕事をされているのでしょうか。 また、デスクで休憩を取っているのであれば、待っている者にとっては、紛らわしく、声を掛けられない事に、とても不愉快な気持ちになりました。 順番待ちの自動発券機やウエイティングボードの設置など改善方法はいくらでもあるはずですが。意識改革や実際の対応をお願いします。	手続きに来庁された際に、職員の対応が至らず、不愉快な思いをおかけし申し訳ありませんでした。今後は、今まで以上に窓口対応を最優先にし、迅速な対応を心掛けます。また、混雑が予想される場合は、順番待ちの番号札を置くなどの対応を行ってまいります。	保育課